

中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

平成 18 年 7 月 21 日

1 はじめに

平成 18 年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の提示の是非やその根拠等についてそれぞれ真摯な論議が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

2 労働者側見解

労働者側委員は、景気は確実に回復を続け、企業業績は全体として改善が進んでいる一方、労働者生活は置き去りにされ、所得の二極化が加速するとともに、消費者物価も上昇に転じ、低所得層の生活苦がさらに深刻化しており、低所得層の改善に結びつく政策対応が急務であると主張した。

労働市場の改善も進んでいるが、雇用形態の多様化が低所得・不安定雇用の増加を伴って進んでおり、雇用者に占める非典型労働者の比率は、すでに 3 人に 1 人の割合に達していると指摘し、持続可能な安心して暮らせる社会であるために、「生活できる賃金」をナショナルミニマムとして保障することが極めて重要になってきていると主張した。

加えて、現在の最低賃金時間額の全国加重平均は 668 円であり、連合がマークットバケット方式によって試算した若年単身労働者の必要最低生活費（さいたま市で月額 146,000 円（時間額 840 円）、宮崎県延岡市で 134,000 円（時間額 760 円））を大きく下回っており、賃金構造基本統計調査の一般労働者の所定内時間当たり賃金の 36.5% の水準でしかなく、さらに、諸外国と比べ、我が国の最低賃金水準が見劣りすることも大きな問題であると主張した。また、この数年間の最低賃金の影響率は極めて低く、その存在感は希薄になってきており、少なくとも、単身でも最低限の生活ができる水準を実現すべく、明確な水準改善を図ってこそ、最低賃金の存在感を社会にアピールしていくことができると主張した。

以上の点を踏まえれば、今年の目安決定に当たっては、存在感のある最低賃金するために、生計費・各種賃金指標の現行水準や環境変化の動向を踏まえ、二桁台の目安を提示すべきであり、少なくとも昨年を大幅に上回る必要があると最後まで強く主張した。

なお、今回公益側委員から提起された課題（地域ごとの経済実態の違い等により各ランクごとの改定率に差をつけること）については、長年にわたって慣行としてルール化されている目安の決定方法を根本から見直すものであり、現行の最低賃金水準そのものやデータのあり方等も含め、原点に立ち返った議論が必要であり、そのためには、おおむね 5 年ごとの見直しにとらわれず、テーブルに着くことはやぶさかでないと考えていると主張した。

3 使用者側見解

使用者側委員は、日本経済全体が回復基調にあるにしても、地域間や産業間、企業規模間、さらには同じ地域あるいは同じ産業の企業の間においても、景況感・業況感にはらつきがみられると主張した。日銀の「地域経済報告」等では、全体としては着実な回復基調にあるものの、「依然として地域間でばらつきがみられている」とされており、す

べての地域が同様の状況にあるのではないということに留意する必要があると指摘した。

中小企業の景況は改善してはいるものの、大企業に比べて遅れがみられるとともに、地域や業種によってばらつきがみられ、また、企業倒産件数が増加傾向にあるとともに、資金繰り判断や金融機関の貸出態度判断において大企業と中小企業の間でかなりの温度差があると指摘した。さらに、原油をはじめとする原材料費が高騰し、企業経営を圧迫し続けていることなどを背景に、業況判断は再び悪化に転じ、先行き不透明感・不安感は高まっており、設備投資計画においても、中小企業は前年度比がマイナスであり、単に現在のみならず、将来的な観点からしても、引き続き厳しい状況に置かれる可能性があると指摘した。さらに、国際経済情勢、為替や株価の動向、国際競争の激化、ＩＣＴ化による技術革新への対応など、企業経営を取り巻く先行きの不透明感・不安定感の原因には枚挙に暇がないと主張した。

加えて、賃金改定状況調査の第4表の賃金上昇率は、Aランク、Bランクの0.6%に対して、Cランクは0.4%、Dランクは昨年に引き続き0.0%と、厳しい現状を反映した結果が出ていると指摘した。さらに、今年の賃金交渉結果をみても、大手企業、中小企業ともほぼ横ばいで、ベースアップを実施しなかった企業が大多数を占めたということを意味しており、このことは、賃金改定状況調査の第1表において賃金改定を実施しない事業所の割合が5年連続して50%を超えていていること等からも明らかであると主張した。

以上の点を踏まえれば、今年度の目安は、賃金改定状況調査の第4表で最も数値の低かったDランクの賃金上昇率である「ゼロ」を考慮すべきであり、有額の目安を示すことは適当ではないと最後まで強く主張した。

4 意見の不一致

本小委員会としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見の隔たりが大きく、遺憾ながら目安を定めるに至らなかった。

5 公益委員見解及びこれに対する労使の意見

公益委員としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、賃金改定状況調査結果を重要な参考資料として目安額を決定するというこれまでの考え方を基本としつつ、上記の労使の小規模企業の経営実態等の配慮及びそこに働く労働者の労働条件の改善の必要性に関する意見等にも表われた諸般の事情を総合的に勘案し、公益委員による見解を下記1のとおり取りまとめ、本小委員会としては、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。

今年度の目安額の算定については、基本的には各ランク同率の引上げ率とする考え方を踏まえつつ、ランクごとの経済実態に大きな相違があるといった特殊事情も踏まえて総合的に勘案したものである。

また、同審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記2のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

なお、下記1の公益委員見解については、労使双方ともそれぞれ主張と離れた内容となっているとし、不満の意を表明した。

平成 18 年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

1 平成 18 年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

平成 18 年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	4 円
B	栃木、埼玉、富山、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島	4 円
C	北海道、宮城、福島、茨城、群馬、新潟、石川、福井、山梨、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、香川、福岡	3 円
D	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、島根、徳島、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	2 円

2 (1) 目安小委員会は本年の目安の審議に当たっては、平成 16 年 12 月 15 日に中央最低賃金審議会において了承された「中央最低賃金審議会目安制度のあり方に関する全員協議会報告」を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における合理的な自主性発揮が確保できるよう整備充実に努めてきた資料を基に審議してきたところである。

目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては最低賃金の審議に際し、上記資料を活用されることを希望する。

(2) 目安小委員会の公益委員としては、中央最低賃金審議会が本年度の地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。